

民間資金等活用事業推進会議幹事会について

平成 24 年 8 月 1 日
民間資金等活用事業推進会議会長決定

- 1 民間資金等活用事業推進会議令（平成 23 年政令第 177 号）第 3 条の規定に基づき、関係行政機関相互の緊密な連絡の下、民間資金等活用事業推進会議における基本方針の案の作成、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に係る施策について必要な関係行政機関相互の調整、その施策の実施の推進等に資することを目的として、民間資金等活用事業推進会議幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。
- 2 幹事会の構成員は、以下のとおりとする。ただし、幹事会の議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。
 - 議長 内閣府審議官
 - 副議長 内閣官房内閣審議官
内閣府政策統括官（経済財政 - 経済社会システム担当）
国土交通省総合政策局長
 - 構成員 内閣府民間資金等活用事業推進室長
公正取引委員会事務総局官房総括審議官
警察庁長官官房総括審議官
金融庁総務企画局総括審議官
消費者庁次長
復興庁統括官
総務省大臣官房地域力創造審議官
法務省大臣官房長
外務省大臣官房長
財務省大臣官房総括審議官
文部科学省大臣官房総括審議官
厚生労働省政策統括官（社会保障担当）
農林水産省大臣官房総括審議官
経済産業省地域経済産業審議官
環境省大臣官房長
防衛省経理装備局長
- 3 議長は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。
- 4 幹事会の庶務は、内閣府民間資金等活用事業推進室において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

附則 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する関係省庁連絡会議及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する関係省庁連絡会議幹事会において決定した事項については、なおその効力を有する。